

平成25年度第2回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：平成26年1月30日（木）午前10時開会
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

1. 開 会

○事務局（細海食の安全推進課長） 皆さんがおそろいになりましたので、ただいまから、平成25年度第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課長の細海でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の終了予定時刻でございますが、11時半を目標にしておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

座ってこの後の進行をさせていただきます。

本日の会議は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例の第27条に基づきまして、市長の附属機関として設置されたものでございます。本日は、今年度、第2回目の会議でございます。

それでは、各委員の皆様の出席状況の報告をさせていただきます。

本日は、17名の委員のうち、欠席委員は3名いらっしゃいます。欠席の委員は、市民公募委員であります巽委員、同じく市民公募委員であります成澤委員、作家・エッセイストの森委員でございます。

この会議は、お手元の資料の1-3にあります条例施行規則によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないということになっております。今回ご出席の委員の皆様は14名でございますので、17名の過半数に達してございます。このため、この会議は成立しておりますので、よろしくお願いいたします。また、事務局には関係職員が出席しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それから、この会議の公開、非公開につきましては、関係の要綱に基づきまして、この会議はあらかじめ公開、非公開を決定することになっております。また、札幌市の情報公開条例によりまして、附属機関でございますが、その会議につきましては公開するというふうになってございます。ただし、その会議の審議内容によりまして、例えば、許可や認可の審査、行政不服審査や紛争処理といった特別なものの場合には公開しないというふうに決めることもできることになってございます。本日のこの会議は、今回の議題の内容から、第1回目と同じように、札幌市情報公開条例のただし書き等により、公開ということを進めさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます

公開ということでございますので、会議の途中で報道関係あるいは傍聴の方が入ってくることもございますので、よろしくお願いいたします。

なお、この会議の会議録でございますが、附属機関の要綱に従いまして、後日、札幌市のホームページに掲載されることになってございますので、その点もあわせてご了承をお

願いいたします。

◎挨拶

○事務局（細海食の安全推進課長）　ここで、開会に当たりまして、保健福祉局保健所食の安全担当部長の山口からご挨拶を申し上げます。

○山口食の安全担当部長　皆様、おはようございます。食の安全担当部長の山口でございます。

本日は、この推進会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろから、本市の食品保健行政にいろいろとご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の後半から今年にかけて、ホテル、百貨店での食品偽装表示問題、あるいは、農薬のマラチオンが検出された冷凍食品、さらには、浜松市内の学校給食のパンによる集団食中毒でございますけれども、このように全国的に食の安全・安心を脅かす問題が続発しております。これらの問題を含めまして、市民の皆様は、食の安全・安心に対してまだかなりの不安を持っていらっしゃるのではないかと思いますけれども、札幌市といたしましては、これらの不安に対しまして、関連事業者への助言・指導、市民の皆様からいただく苦情、相談に対しまして、懇切丁寧に相談を受けながら、食の安全・安心の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

また、後ほど概要を説明いたしますけれども、1月18、19日の2日間、食のまち・さっぽろフェスト in チ・カ・ホと題しました市民参加型のイベントをチ・カ・ホで行いました。このように、私どもは、市民、事業者、私ども行政が連携・協働した形で安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を目指して、少しずつ前進しているところでございます。

今年度2回目となる本日の会議では、来年度の食品事業者に対する監視、指導の方針や、事業者の自主管理の推進、市民の皆様の情報提供や意見交流などにつきまして、計画であります札幌市食品衛生監視指導計画（案）をご説明するとともに、より長期的な総合計画である、今回、皆さんに集まってお話しいただく条例に基づく総合的な推進計画につきましても、平成26年度中の策定を目指しまして、大まかな骨子をご説明させていただきたいと思っております。これらについてのご意見をいただきながら、今後、いろいろ検討を深めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎配付資料の確認

○事務局（細海食の安全推進課長）　次に、本日の資料をご確認願いたいと思っております。

資料を事前にお送りしてございますが、ご確認いただきまして、不足等がありましたら事務局にお知らせ願いたいと思っております。

まず、皆様の席に次第と座席表があるかと思っております。そのほかに、まず、資料1-1と

いたしまして、平成26年度札幌市食品衛生監視指導計画の本文が一つです。次に、資料1-2ということで、その指導計画の概要版です。次に、資料2-1ということで、推進計画施策の体系についてです。次に、資料2-2ということで、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン、これは1回目にも配付してございますけれども、本日はもう一度配付させていただきます。資料2-3ということで、安全・安心な食のまち推進条例の骨格図、1枚物でございます。そのほか、参考資料といたしまして、1月18日と19日に地下歩行空間で開催いたしました食の安全・安心イベント、食のまち・さっぽろフェスティバル・カ・ホのチラシと、今月発行いたしましたキッチンメールの第35号、キッチンの衛生管理についてのチラシがございます。

全てそろっていらっしゃいますか。

それでは、ここから議事に入らせていただきますが、ご発言のときには、お近くのマイクをご使用願います。

これ以降の会議の進行につきましては、池田会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

2. 議 事

○池田会長 藤女子大学の池田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。座って議事を進行させていただきます。

本日の議題は、(1)平成26年度札幌市食品衛生監視指導計画(案)について、(2)札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画についてでございます。

まず、議題(1)平成26年度札幌市食品衛生監視指導計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(河波食品保健係長) 私は、保健所食の安全推進課食品保健係長をしております河波と申します。

私より、平成26年度札幌市食品衛生監視指導計画(案)についてご説明させていただきます。

これより、座って説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元に資料1-1と1-2がございます。1-1は、先ほど細海からお話がありましたように、監視指導計画の本編案でございます。資料1-2は概要版でございます。本日は、この概要版を中心に、スライドをもとに監視指導計画の説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、始めさせていただきます。

まず、平成26年度札幌市食品衛生監視指導計画(案)の説明に先立ちまして、その計画の根拠となります食品衛生法第24条についてご説明させていただきます。

食品衛生法第24条は、自治体が行う監視指導に関する計画を定めるべきことを規定しているものでございます。平成16年度より実施されているものでございますが、これに

より策定されました食品衛生監視指導計画は、札幌もそうですが、各自治体の地域の実情等を踏まえまして、市場に流通している食品の検査や事業者の監視指導を効果的、そして効率的に行うことを目的としており、毎年度ごとの計画として、先ほど申し上げましたように、平成16年度から実施されております。

平成26年度の策定スケジュールにつきましては、スライドに示しておりますとおり、今日の会議の了承後、平成26年2月10日から3月12日までパブリックコメントをいただきまして、最終的には3月末の公表を予定しているところでございます。実施期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日、次年度1年間を予定しております。

次に、食品衛生法第24条で監視指導計画に求められている項目についてご説明させていただきます。

そのまま抜粋しておりますが、ここに記載されております、主に、重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項や、食品事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項、あるいは、札幌であれば北海道も含めてですが、各都道府県等と隣接する自治体、その他、厚生労働省や消費者庁といった関係行政機関との連携の確保に関する事項、その他、監視指導の実施のために必要な事項などが求められております。昨今、食品の生産から販売に至るフードチェーンの中で適切な監視指導が求められておりますが、監視指導計画は、それぞれの地域における食品の生産、流通、製造、加工の状況、あるいは、食中毒などの飲食物に関する事件や事故の発生状況、札幌であれば、一昨年にありました白菜の浅漬けの事件もそうですが、そういった事故の発生状況あるいは最新の知見などを踏まえて策定されるものであります。このたび策定を予定しております計画（案）につきましても、これらの背景を念頭に置きまして、スライドにございます各項目を織り込んだ内容となっております。

監視指導計画の説明を進めるに当たりまして、本案に盛り込まれている監視指導計画、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン、札幌市安全・安心な食のまち推進条例、これら三つの関係につきまして、若干、説明させていただきたいと思っております。

さて、本市は、これまで、平成22年度に策定されましたさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンに基づきましてさまざまな取り組みを進めてまいりました。スライドにもございますように、さっぽろ食の安全・安心推進協定事業や市民交流事業あるいは食品Gメン体験事業、その他のモニター事業、そして、食中毒に関するシミュレーションを行う食品健康危機管理シミュレーション事業など、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンは、平成22年度から26年度の食の安全・安心の確保に関する施策の方向性を示す指針としまして策定された本市独自の中長期的な計画であります。そして、今年度は、その4年目に当たります。

一方、平成25年4月に施行されました札幌市安全・安心な食のまち推進条例におきましては、第8条に、「市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するための計画を策定するものとする」とあります。この計画が本日の議題に上がっております推進計画でございますが、昨年7月31日に開催されました第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議におきまして、それまでいろいろな審議の過程を経て策定されました推進ビジョンを、新しい推進計画を策定するまでの間、すなわち平成26年度までの推進計画として暫定的に位置づけることにつきましてはご理解いただいております。本市におきましては、食品衛生に関する諸問題や課題を解決し、安全・安心な食のまちを創造するため、このビジョンに基づく各事業も計画の中に盛り込んでおります。

なお、平成26年度までの監視指導計画におきましては、この推進ビジョンの各事業について記載しておりますが、平成27年度以後の取り組みにつきましては、新たに策定されます推進計画を踏まえ検討する予定でございます。

さて、食品衛生に関する近年の問題と課題でございますが、スライド及び概要版にも示しましたように、さまざまな事項が挙げられております。

例えば、概要版にもあります食中毒の問題に関しましては、平成24年度、記憶に新しいですが、本市で、浅漬けを原因とする腸管出血大腸菌O157の食中毒による痛ましい死亡事故が起きてしまいました。また、ノロウイルスによる食中毒です。昨今は浜松市でも食中毒が起きています。また、放射性物質に関しましても、平成23年3月に発生しました東京電力の福島第一原発事故、その後、いろいろな食品から放射能が検出されるということで検査も進めておりました。その矢先に、また、汚染水の流出など、新たな問題が発生しているということも事実でございます。あるいは、食品表示に関しましても、ホテル等でのメニュー、先ほど山口からもお話がありましたが、メニュー誤表示が社会問題となっています。特に、我々が所管する食品衛生の分野では、アレルギー表示は生命や健康の影響に直接影響を及ぼすということもございまして、近年はこういったいろいろな問題が発生しております。そこで、これらの問題に対応すべく、食品衛生監視指導計画には、食品の監視指導体制について記載しております。

そのほかに、特に食品表示の問題につきましては、関係の深い農林水産部局とも連携を密にし、情報共有を行って、それぞれに対応していきたいと考えております。

施設への立入検査につきましては、監視指導の実施に当たりまして、概要版に記載しておりますように、食品の製造数、流通範囲、施設の衛生状況などによりまして重点監視対象施設を設定させていただきます。これは、大体年に2回から2年に1回の頻度で、施設の状況に応じまして、効率的かつ計画的に立入検査を行っていきたいと考えております。それ以外の施設につきましても、状況に応じて立入検査をしていきたいというふうに考えております。

また、概要版にございますけれども、収去検査という言葉は食品の抜き取り検査のことでございますが、本市で調理、製造された食品や、市内に流通する食品などの安全性を確認するため、収去検査の実施計画を立てております。これにより、食品の抜き取りを行い、微生物検査や理化学検査、すなわち放射能や農薬などの検査を実施して違反・不良食品の

排除に努めてまいります。当然のことながら、違反を発見した場合には適切に対応してまいりますと考えています。

なお、保健所では、スライドに示しております、夏期の7月1日から7月末日あるいは年末の12月1日から12月末日、今年度に関しましては11月1日からの2カ月間でございますが、それぞれ一斉監視ということで監視強化を行っております。これは、食中毒が多発する夏期と、大量の食品が流通する年末年始の冬期に、監視を一層強化していこうというものでございます。

次に、平成26年度の重点的な取り組みについてご説明させていただきます。

まず、平成25年度の取り組みについてでございますが、スライドに示しておりますとおりでございます。今年度、重点項目として取り組んできました「漬物の衛生規範」に基づく監視指導につきましては、今後も、日々の監視の中で引き続き行っていきたいと考えております。そのかわり、記憶に新しい、先ほどからも話が出ておりますが、表示の問題につきまして、次年度は重点的に取り組みたいと考えております。本市におきましてもホテルなどでのメニュー誤表示が社会問題となりましたが、先ほど申し上げましたとおり、特にアレルギー物質の表示ミスは生命や健康に直接影響を及ぼします。このため、食品取り扱い施設への監視指導の際には、食品衛生法に基づく表示につきまして、適切に表示されているかどうかを確認したいと思っております。

これらのこととあわせまして、産地に関するJAS法を所管しております農政事務所など、ほかの機関等とも連携を密にして、適切な表示がされるよう、努めていきたいと考えております。

続きまして、食品衛生に係る人材の養成と資質の向上でございます。

まず、最初にあります食品健康危機管理シミュレーション訓練事業は、札幌市におきまして大規模な食中毒や感染症が発生した場合に備えまして、各関係機関相互の連携等を再確認して、迅速でスムーズに対応するために訓練を行うものであります。

また、食品衛生監視員は、日々変化する社会情勢にも対応すべく、一層高度で専門的な知識の習得が求められております。このため、各種研修会を開催しまして、食品衛生監視員の資質向上を図ってまいります。その他、食品衛生監視員が日々の業務の中からテーマを設定しまして、調査研究に取り組み、得られた知見を研修会や学会等において発表し、ほかの都道府県も含めて情報共有を行いまして、効果的な監視指導に役立てております。

ちなみに、平成25年度につきましては、発表した内容がスライドに示しました賞を受賞しております。食品衛生監視員協議会会長表彰の内容は、24年度の白菜の食中毒の事故について発表したものでございます。また、審査委員長特別表彰というのは、我々札幌市が出しました、手洗いを啓蒙するための「しろくま忍者の手あらいソング」というCD・DVDがあるのですが、この部分に関する発表を行ったもので、これらの賞を受賞しており、我々の仕事の励みにもなっております。

以上が大体の説明でございますが、ご説明に当たり今回使用いたしました食品衛生監視

指導計画の概要版につきましては、本計画は、今までは本編しかなかったのですが、市民によりわかりやすく理解していただきたく、平成26年度より、新たに作成したものを各区役所や保健所などに置いて、何かの折に市民に説明しやすいような形で使用していきたいと考えております。

以上で、私からの説明を終了したいと思っております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、委員の方々からお願いしたいと思います。

○梶原委員 前もって資料をいただいて、読んでまいりました。かなり専門的な知識が必要ですが、これはこれで結構だと思います。

先ほど部長からもお話がございましたが、昨年来のホテルにおける食材の呼び方のトラブルや冷凍食品の事件、ノロウイルスの問題ということで、私が市民目線から確認したいのは、本編の8ページになります。平成26年度の監視指導計画における重点取組事項は、先ほど部長からお話があったようなホテルの問題、冷凍食品、ノロウイルス、これらを踏まえて重点取組にしたという理解でいいのですよね。その辺を明確にしてください。

そして、平成25年と平成26年は、それを踏まえてどこを重点取組事項に網羅したのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○事務局（細海食の安全推進課長） 監視指導計画の11ページをごらんいただきたいと思います。

そこに、3の適正表示対策と書いてございまして、先ほどの説明のアレルギー物質の部分と、下の4行ほどの昨年度明らかになったホテルのメニュー偽装と言われているものにつきまして、必要に応じて関係機関と連携し調査等を実施いたしますという記載をしております。

昨年のいわゆるメニュー偽装の関係ですと、保健所がホテル等に立入検査などをされないのですかというご意見を幾つかいただいております。当然、保健所としても食品の表示等を扱っているのですが、法体系につきましても、食品に関しましては法律上の縛りがいろいろとございます。同じく、その計画の4ページをごらんいただくとありがたいのですが、私ども保健所で持っておりますのは、食品衛生法というところと、栄養成分ですと健康増進法というところをほかの課が持ったりということがございます。いわゆるメニュー偽装と言われているものにつきましては、左下の景品表示法という法律の所管となりまして、それに違反ということで今回は騒がれてございますが、実は消費者庁の所管ということで、私どもは、この法律に関しましての立入権、指導権がございません。この法律そのものを所管してなくて、この法律の所管は消費者庁と都道府県ということになってございます。ですので、北海道の中にこれを所管する特別な課が別にごございます。道立保健所もそうですし、北海道ですと旭川、函館、小樽が独自に保健所を持っておりますが、

その保健所もそうなのですが、今回のメニュー偽装に関しては、食品衛生法を所管する部局は、具体的な動きはしてございません。立入りをしますという権限がないので、行ってしまいますと、業者の方から、権限もないのに入って指導するのはおかしいですねというお話になってしまいます。そういうこともありまして、かける部分が非常に限定的でございます。

食品衛生法を所管する厚生労働省から言われているのは、我々は衛生管理の立入りはしてございますので、ホテルにも立入りしてございます。立ち入ったときに、時期がちょうど年末一斉検査の時期でございましたので、衛生管理の立入りをしてございます。そのときに、もし、そういった部分を見つけた場合には、そういったものがありますということと関係するところに伝えてください、通報という形で連携して欲しいというふうには言われております。ですので、それを目的とした立入りではなくて、いわゆる衛生管理を目的とした立入りの中で見つけた場合には、違反がわかれば関係する行政機関に連絡するというのは当然のことですので、そういった部分での関与ということになります。

そのため、11ページの下の部分になりますけれども、このほかにもJAS法などがあるのですが、いわゆる所管していない法律の部分に関しましては、どうしても記載が限定的なので、このような書きぶりを今回させていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○行方委員 札幌消費者協会の行方でございます。

同じく11ページなのですが、適正表示対策ということで、中段よりちょっと下に、平成25年9月に、アレルギー表示が推奨される食品として、カシューナッツ及びゴマの2品目が新たに追加されたということです。それはそれですごくいいことだと思うのですが、保健所としては、監視体制のほうでいろいろなことをやっていかれるのだとは思いますが。

つい最近、2週間ほど前、アレルギーを持つお子さんの母親たちの44%ぐらいがアナフィラキシーショックについての知識がないということが円グラフで道新に出ていまして、非常にびっくりしたのですが、実は、私の孫は卵アレルギーなものですから、4歳までに2回ぐらい入院しているのです。前にもお話したのですが、そんなこともあって、余りの意識の低さに驚いてしまいました。

そういった基本的な親の教育も大切ではないかと思いました。もちろん、学校関係者や栄養士や調理師や学校の先生などの教育は保健所がされていると思うのですが、お母さんたちの教育も視野に入れていただければいいのではないかと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 保健所の中には、食育を所管する課が別にございますので、そういったご意見を食育の所管の課に伝えて反映させていきたいと思っております。ありがとうございます。

○池田会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 中央卸売市場の高橋でございます。

この計画云々ではないですけれども、今の課長のお話を聞いていて、例えば表示の問題にしる、添加物の問題にしる、市民は、「あれ？」と思うと、やっぱり保健所が頼りなのだと思うのです。先ほどの説明で、景品表示法は消費者庁で、札幌市にはそれを担当する部署がないと。市民は保健所を頼りにして市民生活を送っています。国は消費者庁があるし、道も何かあります。札幌市にはないのであれば、保健所として、一線を踏み越えると言ったら言い過ぎですけれども、そういう姿勢が市民の気持ちではないかと思います。

申しわけないのですけれども、聞いていて、法律論でくくっているというか、悪い言葉で言うたら回り回しというふうに聞こえたので、一考をお願いしたいと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 昔で言うところの縦割りと言われる部分かと思いません。

私どもは、相手方に対して立入りや指導ということになりますと、公権力の行使ということになりまして、どうしても法律上の制約がかかってきますので、保健所だから全てのということはなかなか難しい面もございます。やはり、表示ということになると、先ほどの4ページの絵にもありますとおり、大きい部分は食品衛生法や栄養成分の健康増進法等々ということで、保健所のというお話になります。その部分につきましても、今、食品表示法として一元的な管理をしようということで消費者庁が動いておりますので、その動きによって、縦割りがもう少しきれいになっていくのかなというふうに期待しているところでございます。

○事務局（山口食の安全担当部長） 今回のことは、確かに関係のない法律かもわからないのですけれども、私どもの職員は毎年何回か研修会を開いております。その中で、環境などいろいろな問題を自分たちで勉強して、それを業務に反映していこうということでやっております。今回の景品表示法なども取り入れながら、我々も勉強をして、違う法律ですけども、素早く見つけて、それを通報できるような勉強もしています。全く違う法律だからということではなくて、いろいろなことを覚えながら、それを業務に生かしていきたいと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。

そういうことも市民にぜひ発信していただきたいという意味でございます。

○池田会長 保健所が悪いのではなくて、縦割り行政の問題は今までたくさん言われてきたことですけれども、国のほうで食品表示法を一元化するなど、そういう声を反映して進んでおります。意見はもちろん大事ですので、どんどん出していただいて、今後、国や道や市で考えていただければと思います。

○木岸委員 関連して、アレルギー対策についてがメインのお仕事になるのかもしれませんが、食品表示を重点項目に入れる以上、何ができるのか、去年と違ってこういうことを具体的にどうするというのははっきり教えていただけないでしょうか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 11ページには漠然とした部分で書いているのが現状ではございます。確かに、メニュー偽装等もそうですし、他法のJAS法もそうですが、

今回のメニュー偽装が出る前は、他法との連携は余りございませんでした。ですので、メニュー偽装のお話が出てから、表示関係の連携を密にしましょうということで、JAS法の所管の農政事務所などとの連携もかなりやるようになってきてございますので、そういった部分での連携ということがまず一つです。

それから、食品表示法が6月に施行されまして、猶予期間が2年間ということで、平成27年6月から食品表示法が実際に施行されて、各企業の皆さんに一本化された法律として、いろいろな基準等が整理されて義務づけされるということになります。ですので、平成26年度につきましては、26年度の末までにその部分の整理がある程度されてくると思っていますので、それを受けてということで、非常に流動的でございます。

例えば、新聞で、トラウトサーモンがサケ弁当として表示できないような議論が出ている、あるいは、消費者庁がそういった形で整理を始めていて、整理を始めただけで、今はああいう状況でございます。消費者庁所管の食品表示法は27年6月までに整理しなければいけないのですが、出だしからああいう形ですので、今後、新年度中に、どういう整理をして、その整理を踏まえて、事前に各事業者への事前の研修会やリーフレットの作成といったものが出てくるだろうということでの項目上げと理解していただければと思います。

今現在、細かい部分を具体的に出し切れないのが現状でございます。

○木寄委員 JAS法というのは、そちらの所管になるのですか。

○事務局（細海食の安全推進課長） JAS法は、大もとは農林水産省の所管で、それを受けて、各都道府県には農林水産省の出先機関があります。北海道ですと、北海道農政事務所というものが別にございます。ですので、例えば産地を偽装して食品に表示した、それが違反ということになりますと、JAS法違反ということになります。そこに関しても、食品衛生法上の違反ではないので、私どもに来るのは、例えば、我々は許認可などの権限を持っておりますので、その許可の人が違反をしているという情報提供をしたり、合同の立ち入りということも場合によってはございますが、私どもがJAS法に基づいて立ち入って違反食品を摘発するということは法律的にできないことになってございます。

食品の表示一つとってみても、関係法令が多くて、その法令ごとに所管もばらばらです。先ほど言った景品表示法は北海道、JAS法は農林水産省の出先の農政事務所、食品衛生法の添加物や製造者の住所、氏名は保健所ということで、現状、非常に縦割りのばらばらでございます。これを食品表示法という法律で一つにしようとしていて、消費者庁が、今、音頭をとって進めているということでございますけれども、先ほどのように、一つ例をとってみても紆余曲折がありますので、これから先がどうなるかについては、非常に流動的ということでございます。

○松井委員 札幌駅総合開発の松井と申します。

食品の偽装表示から始まって、昨今のノロウイルス等々、当社はJRタワーを運営しているのですけれども、飲食店舗、食品物販店舗が非常に多くて、毎日、頭を悩ませているところです。

日々、お店の方とお話ししている中で、結果として偽装表示等々になってしまったのですけれども、そこには悪意がない場合があります。全く知らないというのはまずいですが、そういう部分も非常に多くて、市民も含めて、小さなお店もございますし、そういう方々への知識の啓発の必要性をすごく感じました。ちょっと気をつければそういう食材等々を提供しなくて済んだものを、知らないがために提供してしまったということも多々あります。見つけて何か指導するというのではなくて、それを未然に防ぐことも非常に大切なのかと感じました。それがどういう方法なのか、講習会等々も最近は多いのですけれども、講習会なのか、キッチンメールみたいなものなのか、ホームページなのか、いろいろなツールがあります。そういうものを駆使して、市民と事業者への普及活動もすごく大切だなと感じましたので、そういうところもぜひお願いしたいと思います。

○池田会長 今のご意見は、次の議題にかかわってくるころだと思います。その辺は非常につながっておりますので、今のご意見については、保健所で考えていただければと思います。

JAS法というのは、簡単にいうと、食品を選ぶ指標です。保健所というのは、食品の安全を確保するというところなんです。そこは、昔から、農林水産省と厚生労働省は縦割りということで、いろいろな問題があって、そのために食品安全委員会や消費者庁ができてきたわけです。徐々にではありますが、いい方向に進んでいるのではないかと思いますので、ご意見を出していただいて、どんどんいい方向にしていきたいということでございます。

ほかに何かございませんか。

○瀬川委員 表示の問題ですけれども、推進会議の協定書の中に各社のマイルールがありまして、その中に、偽装食品は出しませんというマイルールを決めて、協定書の横にマイルールとして載っています。その中には、偽装の食品は出しませんという形で載っています。それを見ると、消費者自体も、それは保健所でやっていることなのだという誤解も生むのではなかろうかという気もするのです。消費者庁管轄と保健所管轄がごっちゃになっている部分もあろうかと思います。

その辺で、はっきりしたものが消費者に伝われば、今のような意見もちょっとは少なくなるという気がします。

○池田会長 偽装についても、アレルギーや食品添加物の偽装、産地の偽装では管轄が違ってきて、それを事細かに書くかどうかというところだと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 今、会長からもありましたけれども、偽装にもいろいろな偽装がありまして、日付の偽装もあります。昔ですと、戻ってきたものの日付を直して何日間か先延ばしして売るとかがありました。そういった意味で、昔は、偽装といいますと、日付あるいは添加物、その後、天然、養殖、国産、輸入系の産地などがあり、そこからJAS法というお話になってきてということです。今回は、さらに、メニュー偽装ということで、偽装もどんどん膨らんできておりますので、時代とともに偽装そのものも変わっておりますけれども、我々も、立ち入りのときには、1個ずつの偽装のお話はでき

ないので、関係法令を全部守ってくださいという、いわゆるコンプライアンス、法令遵守の徹底をというお話をさせていただきます。食品衛生法で立ち入るのですけれども、当然、衛生管理は当たり前で、それは基本です。そのほかにも、今回の表示以外もそうですが、事業体の皆さんはいろいろな法律に拘束されていますので、基本的には全ての関係法令を全て守る法令遵守の精神を忘れないでくださいということでの話は立ち入りのときにさせていただいているところでございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○高橋委員 1点だけ追加です。最後の重点取組事項のところでは、これは、市民の目に触れる概要版で、市民、食品等事業者への情報提供を行うという文言があるのですけれども、実際に、衛生監視指導計画なので、どちらかという、取り締まるというか、監視するほうが主体になっていると思います。

例えば、前のページの2番の放射性物質対策で、最後に水産物の検体数をふやし、60検体の検査を実施しますとありますが、実施してどうだったのか。ひっかかった、問題だということだけを公表するのではなくて、検査したけれども、これは安全でしたよ、こういうことはしっかりやっていますよとか、そこまで踏み込んだ情報開示がちょっと足りないような気がしているので、一考をお願いしたいと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 例えば、皆さんのお手元に配付されている監視指導計画（案）では、18ページに、先ほどの説明にありました収去実施計画いわゆる抜き取り検査ということがございます。放射性物質ということで、保健所と衛生研究所の検体数を合わせますと、保健所が120、衛生研究所が60ということで、年間180検体の放射能検査をしましょうということです。これに関しましては、保健所のホームページで随時公開してございます。検査をして、ほとんどが検出限界以下ですが、一部、若干検出されるものもございますので、そういったものを検査して、その結果を載せて、市民の方に見ていただいて、流通している食品は放射能検査もして問題ないレベルで、安心して食べていただきたいということです。ただ、保健所のホームページは、市民に人気がない現状にございまして、その辺はPRしていきたいと思っております。

また、そこにも一部あったのですが、放射能物質の検査につきましては、いわゆる汚染水の問題が昨年ございましたので、次年度、水産物の比率を高めようと。汚染水の関係で、魚介類の放射能の結果がすぐに上がっているわけではないのですが、原発から放射性物質が漏れ出ているというお話になると、どうしても、魚介類は大丈夫なのだろうかということになります。従来、魚介類と農産物の数を合算して、保健所の検査では、120は同じですが、魚介類の数をふやして、逆に言うと、農産物が落ちついてきていますので、検査結果等を踏まえて比率を変えるとということで、市民の皆さんにできるだけ安心していただけるような結果を出せるように、検査の状況も毎年毎年考えていきたいと思っておりますし、その結果もホームページでアップしていきたいと思っております。出たとしても低い数値ですし、

ほとんどが検出限界以下で本当に安心できるレベルですので、そういった部分を積極的にPRしていきたいと思います。

○池田会長 ほか質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 ないようであれば、続きまして、2番目の議題の札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤調整担当係長) 調整担当係長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、安全・安心な食のまち推進条例に基づく推進計画の施策の体系についてご説明いたします。

推進計画の位置づけについて簡単にご説明いたしますが、先ほど河波からも説明がありましたので、こちらは手短に行いたいと思います。

まず、食品衛生法が昭和22年に制定されまして、公衆衛生の見地から必要な規制を行うということで、食品行政は規制的内容で行っていたのですが、その後、食の安全・安心をめぐる情勢が変化しまして、食品の安全性を脅かす問題が相次いで発生しました。それから、国民の食生活を取り巻く情勢の変化がございまして、平成15年に食品安全基本法が制定されました。この食品安全基本法に基づきまして、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業を平成20年から開始しまして、その後、平成22年度にさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンができて、平成22年度から26年度までの中長期計画、指針となるようなものができたわけです。その後、食の安全・安心に関する総合的な施策を実施しているわけですが、東日本大震災があったり、ユッケ、漬け物、食中毒事件がございました。それを受けて、より実効性のある仕組みづくりをしようということで、札幌市安全・安心な食のまち推進条例が平成25年4月から施行されたわけでございます。ここで、市民の役割と、事業者と札幌市の責務について定義いたしました。この条例に基づいて、本日参加いただいておりますけれども、推進会議を附属機関として立ち上げました。その後の推進計画ですが、今行っている安全・安心推進ビジョンを推進計画の暫定版として、25年、26年度版につきましては皆様にご了承をいただいたところでございます。そして、平成27年度から平成31年度までの今後5カ年の計画をつくる、これが推進計画の位置づけでございます。

そして、近年の食品事件等の推移ですが、白い恋人の日付改ざん事件が平成19年にございまして、その後、平成23年2月に食の安全・安心推進ビジョンを作成し、東日本大震災の放射能汚染やユッケによるO111の食中毒が発生し、その後、生食用としての牛レバーの販売、提供の禁止という新たな規制ができました。そして、平成24年8月には、浅漬けによるO157の食中毒が発生しました。近年は、条例が施行された後も、先ほどもありましたように、ホテル等のメニュー偽装事件、冷凍食品から農薬を検出したということがございましたので、食の安全・安心についての不安は依然として市民の間から消え

ないものでありますし、毎年このような事件があるので、高どまりを続けているのではないかというのが私たちの考えでございます。

こちらは、今日は皆さんにビジョンを資料として再びお渡ししているのですが、そちらの21ページに施策の体系を書いております。

札幌市の将来像ですが、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造ということで、施策の柱は、1番に安全の確保、2番に安心と魅力の創出です。1番の安全の確保の基本施策につきましては、食品に関する健康危機管理の強化・充実、フードチェーンにおける食の安全の確保、事業者の自主的取組の促進、2番の安心と魅力の創出につきましては、食の安全に関する相互理解、食の安全確保に協力する市民の拡大、地産地消の推進及び環境への配慮、災害等への備えを通じた安心の創出、食産業・観光への寄与、このようなものを行っているところでございます。

今後、これをどのようにしていくということですが、内部で推進計画のプロジェクト会議を発足しております。札幌市には食品衛生監視員が約70名いるのですが、そのうちの8名、係長職4名、係員4名で、保健所の食の安全推進課の職員と区の保健センターの健康・子ども課の職員で構成しております。そして、今後5年間の計画になることを踏まえて、比較的若いメンバーで構成させていただきました。そして、全く新しい推進計画にするか、あるいは、現行の計画を改定するような方向にするかということをお話し合いました。こちらの位置づけのとおり、推進ビジョン自体も条例もそうですが、全て食品安全基本法に基づいてこれまで行ってきましたので、流れとしてはそれほど変える必要はないのではないかというか、むしろ、やってきたことをそのまま続けていきたいということがございます。ただ、近年の事情もありますので、そこを踏まえて、強弱をつけて少しバージョンアップした形の推進計画にしたほうが良いということで、そういった検討をさせていただきました。

将来像につきましては、条例にも定めておりますように、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造というところは外せません。基本施策につきましては、特に、4番の“災害等の備えを通じた安心の創出”とか“地産地消の推進及び環境への配慮”という言葉ですが、これをつくった当時は、安全・安心という言葉はかなり大きく解釈して広げた施策として打ち出したところはあるのですけれども、食の安全・安心という言葉にもう少し近づけていったほうが良いのではないかという意見がございました。

お配りした資料の2-3をごらんください。

以前にもお配りしたと思うのですが、こちらに条例の骨格図がございます。その右下に、条例の基本施策として9条から26条の食の安全・安心の確保の項目を整理しております。ここは、条例を作成したときに、今後の施策としてこの項目を打ち出しておりますので、まず、この項目を出して、これを基本に考えていったらいいのではないかと思います。

まず、下の細かい条例の部分は削除していただきましたが、“市民、事業者の取組の促

進”というところです。市民の取組の促進と事業者の取組~~み~~促進というのは若干異なりますので、ここを二つに分けて、一度並べかえさせていただきました。このように、条例の施策の部分と並べかえました。そうすると、“生産から販売までの安全確保”と“事業者の取組の促進”、“危機管理の強化充実”、“食品等の安全性に関する学習”という部分が安全に該当するのではないかということです。

それから、安心という言葉ですけれども、“食品等の安全性に関する学習”というのは、こちらにも安心という言葉が学習の部分でかぶってくるのではないかということと、“相互理解の推進”、“環境への配慮”、“市民の取り組みの促進”、“食産業・観光の振興への寄与”ということで、安全と安心に少し分けて考えてみます。

施策の柱の部分ですけれども、従来のおり、安全の確保という言葉は外せないのではないかということです。これは、私たちがしっかりやっていかなければならないという部分であります。

それから、「安心と魅力の創出」という言葉ですけれども、私も他自治体の推進計画等を調べましたが、この魅力という言葉を使っている自治体は余りありません。しかし、安心の下の方に“食産業・観光の振興への寄与”というものもございしますが、札幌というのは、食を楽しみにしている本州の方が多いいこともございしますし、食産業、観光というのは、今後、札幌市の発展のためにも欠かせませんので、そこを魅力として残したいという意見が多かったため、ここもこれまでどおりに残したいと考えております。

それから、「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>」になるのですけれども、まちづくり戦略ビジョンというのは、平成25年度から平成34年度までの10年間、私たちが目指す札幌市の将来について目標を掲げるとともに、取り組むべきことが明記されたものになります。この一番上のほうに食の魅力を生かした産業の高度化と、下のほうにも、食の安全・安心の確保に向けた取り組みを一層推進するとともに、試作支援機能や事業提案機能などの充実を図りますということで、右側に協定マークもございしますし、食産業の発展について、この分野に力を入れるということでビジョンにも載ってございします。こういったことも含めまして、魅力という言葉は今後も残していきたいと考えております。

次に、条例の基本施策を整理したときの環境への配慮という言葉です。これについては、現行の施策の体系の中にも、3番の“地産地消の推進及び環境への配慮”という言葉が入ってございします。「環境への配慮」という言葉ですが、これは、お配りしております資料2-2の41ページに書いております。どういった事業のことかということ、資源の有効活用、食品廃棄物発生抑制や土壌診断などです。

「食の安全・安心」とは分野的にちょっと外れるかなということがございまして、3番の“環境に配慮する事業者への支援”というのは、相互理解の促進のほうにも吸収することができますし、ホームページや情報誌等による情報提供というの、食の安全性に関する学習のほうにも吸収されるのではないかなというふうに考えております。環境への配慮というのは、平成20年に「環境首都・札幌」という宣言をしておりますし、欠かせない

ことではございますが、ここに基本の施策として打ち出さなくても、もう少し細かい項目出しできちっと提起してもいいのではないかと考えております。ここで、環境への配慮というのは、こちらの2項目に吸収させていただきました。

そして、これは、お配りしております資料2-1の施策の体系のところの資料になります。現行と推進計画でどれぐらい変わったかということを示しております。言葉じりや長さや短さは変わっているのですが、例えば、2番のフードチェーンにおける食の安全の確保についても、前回、フードチェーンという言葉がちょっとわかりづらいというお話もありましたので、生産から販売までの安全の確保などとしております。黒い矢印については、言葉をほとんど変えておりません。

それから、地産地消の推進及び環境への配慮ということなのですが、環境への配慮については4番と5番に吸収させていただきました。地産地消という言葉につきましても、相互理解の推進というところの最後のほうに、骨格図の右下の条例の施策のところから拾っているのですが、地産地消の推進というのはここに入っています。それから、食品等の安全性に関する学習というところにも食育の推進とございます。食育につきましては、札幌市食育推進計画がありまして、地産地消については、きっちりと組んでやっておりますし、そこにきちんと明記されております。これにつきましても、ここに地産地消という言葉を出さなくても、4番と5番に吸収させて、また条例の施策でも明記されておりますので、地産地消については各論のほうに盛り込んでいきたい、このように検討しております。

最後に、下の4番になりますが、災害等への備えを通じた安心の創出という言葉です。これにつきましては、どういうことをやっていたかということ、お配りした資料2-2の43ページに内容が書いてありますが、災害等への備えを通じた安心の創出ということです。主たる事業は、札幌市による食料等の確保、市民、事業者みずからの防災対策の推進ということで、この辺の所管は全て危機管理対策室が行っており、そこできっちりとやっております。それから、ホームページや情報誌等による情報提供というものがあるのですが、これも含めまして危機管理対策室の札幌市地域防災計画に全て網羅されております。これにつきましては、非常食を確保したりすることは今後も危機管理対策室がやりますので、こちらではしないと思います。ただ、東日本大震災などもございましたし、何が起こるかわからないというのもありますので、これを施策の体系として出してほしいというご意見がありましたら、本日伺いたいと思っておりますのでございますけれども、この辺に関しましては地域防災計画にお任せしようと思っておりますので、削除させていただきました。

各論のほうにも、今日、もしご意見がありましたら載せることも検討させていただきますけれども、今のところ、“災害等の備えを通じた安心の創出”というのは、食の安全・安心の確保という言葉とちょっと離れているように思いますので、今のところは入れない方針で考えております。

そして、これが推進計画、施策の体系の案になりますが、安全の確保と安心と魅力の創出ということでここは変わらないのですが、ここも意見が分かれるところではございますが、現行のように、安全と安心ですっぱり分けてしまって、施策も分けるのかということです。例えば、基本施策の4番の食品等の安全性に関する学習というところですが、この辺には食育や環境等を含めようとも考えております。また、安全と安心はすっぱり切れない部分もございますので、1から7番まで統一させていただいて、1番は“生産から販売までの安全確保”、2番は“事業者の自主的取組の促進”、3番は“危機管理の強化・充実”、4番は“食品等の安全性に関する学習”、5番は“相互理解の促進”、6番は“市民の取組の促進”、7番は“食産業・観光の振興への寄与”ということで、通して施策を考えました。

これから各論を考えてまいりたいと思っているところですが、先ほどのまちづくり戦略ビジョンの中にも、食産業関連の部分の高度化ということがございましたので、こういったことを盛り込みながら、少し強弱をつけて、今後、施策を考えてまいりたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○池田会長 ありがとうございます。

現状のビジョンを推進計画に持ってくるということで、まず、基本施策の変更というか、次の推進計画では基本的なところを変更したいというお話がございました。発展的な変更ですね。

先ほどの松井委員からの知識というのは、新しく入った4番の食品等の安全性に関する学習というところで、消費者または生産者の教育の中にも入っているかなということで先ほどコメントさせていただきました。

それでは、これから推進計画をつくっていきますので、ぜひいろいろなご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○梶原委員 施策の体系についてはよろしいと思っておりますが、ちょっと気になることがあります。これは、この委員会の会長と副会長とも相談しなければいけないことだと思います。先ほど高橋委員がおっしゃっていましたが、市民の目線から見ると、事件などいろいろなことが起きると、すぐ保健所を思い出して保健所に問い合わせするのだと。そうすると、保健所側は、いやいや、そうではなくて、法律がこうなっているからということで、縦割りという言葉を使いました。

そこで、この推進体制を進めるためには、我々メンバーとしましては、もし、できることであれば、大げさに言えば、食品衛生に係る窓口がこんなに複雑なのであれば、少し簡素化していただきたいという投げかけをこの推進計画に掲げていただくことが一番いいと思うのです。この後、市民にもこの計画をさらすことになると、我々は委員ですから、委員の中からそういう意見がなかったのかということも問われることとなります。そういうことが市役所にとって不都合かどうかはわかりませんが、もし、今、みんなが聞いてい

て、かなり複雑な窓口になっているというのなら、どこかに電話するか、市民目線でもっとわかりやすくするような方法、これは1年、2年ではできませんから、この計画の中に書いておいて、この会議の皆さんがそれを訴えたことを残していただければありがたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 窓口そのものの簡素化は、市民目線で見ると確かに必要なことだと思います。多分、今年ぐらいに表示の関係で大きな動きがありますので、それを利用して一定の整理ができればなど。先ほどのメニュー偽装もありますし、JAS法もそうですけれども、法律がたくさんあっても、市民からすると、食品の表示はまずは保健所ということになります。そういった部分で、法律の整理とともに、窓口もあわせて整理していければなどということでも検討していきたいと思います。

○大金副会長 この推進会議で、そういう要望的な動きをしても構わないということですか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 構いません。施策に対して要望等を上げるための会議でございますので、大丈夫だと思います。

○池田会長 推進計画の文章の中に、推進会議でこういう意見があったというか、推進会議の方針として、将来的にこういう方向が望ましい意見があったことを載せていただきたいという意見だと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） これにつきましては、推進計画をつくるときに、表記の仕方として、また、この会議の中で諮っていききたいと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○大金副会長 僕も、実際、梶原委員と同じ意見で、話を聞きながら、言おうかなと迷っていたのですが、今回の表示の問題で、消費者庁に聞いても、はっきりした答えが出なくて、結構いいかげんだったのです。それが社会に余計な混乱を招いて、保健所に相談しに来たことがあるのです。やっぱり、管轄が違うということでした。国が後手後手になっているものですから、逆にマスコミにあおられてしまって、消費者庁の答えが出ないうちに社会が混乱したという現実を感じました。そういう意味では、放っておいてもなかなか進みません。

先月の消費者庁の説明会を聞きましたら、彼らもいろいろな問題を認めていて、厚生労働省や農林水産省とも連携しながら、新しい意見を入れて、きちっとした政策を策定したいと言っているのですが、どうもあやふやで、自分たちが責任から逃げるようなことばかりを言っています。

ぜひ、この推進会議で国に対して要望を上げるぐらいのことをテーマにしてもいいのではないかと僕は思っております。

ただの意見です。

○長沼委員 長沼でございます。

私も、事業者側の一人として、私はお菓子をやっていますけれども、昨今の適正表示等々に関する部分では、右往左往して、何をどうしていいのかわからないのが現実です。私どもものところにも担当の者はいるのですが、それでもよくわかりません。では、保健所に行って聞いてみてはどうかと、私どもも同じようなことをやっています。

ところが、先ほど来の説明にもあったように、景品表示法から何からいろいろ分かれていますので、立ち入ったところでは入れないのもよくわかります。ただ、いわゆるJAS法から景品表示法から食品衛生法からを網羅した形の中でアドバイスをする、あるいは、先ほどから出ている一つの窓口ですね。ここに行けば相談できるというところですよ。

先ほど高橋委員からもありましたけれども、特に、お菓子でも、小さいところがたくさんありまして、何をどうしていいかわからないのが現状です。マスメディアで、偽装だ何だといっているいろいろ出てきますね。自分のところのものは偽装になるのだろうか、ならないのだろうか、どうしたらいいのだろうか、黙っておいたほうがいいのではないかとということが現実になっています。それで、後から指摘された場合にどう返事をすればいいのか、消費者から聞かれたときにはどうしたらいいのか。

ですから、総合窓口というか、食品の表示に関してはここに相談に行くといろいろ相談に乗ってくれますみたいなところができればすごくいいと思います。

私も賛成でございますので、この推進会議の中の一つの意見として取り上げていただければうれしいです。事業者側の立場からはどうしていいかわからないのが現実だということもご理解いただければと思っています。

○加藤委員 一つお聞きしたいのですけれども、施策の体系の3番の“危機管理の強化充実”というところがとても大事なところだと考えています。ビジョンのほうでは、第2章の食を取り巻く現状と課題ということで、52ページを見ますと、リスクの評価とリスクの管理がセットになって、これを実施することによってリスクコミュニケーションを確立するというスキームになっていることを見ました。このリスクの評価とリスクの管理を具体的にはどのように実施されることを想定しているのかということについてお聞きしたのが1点です。

もう一点は、既にでき上がっている札幌の条例を実施するための推進体制をつくっていくことを目指してやっていると思うのですけれども、どこかに、観光とか、札幌の魅力を高めていくためのソフトの社会資本という言葉がございます。多分、そのためにこの制度が導入されるのだろうと理解しています。そのソフトインフラをつくるということも趣旨に賛成しているので、すごく力強く推進していきたいと市民の一人として思っております。それを観光に結びつけるということがビジョンとして出ているのですけれども、アクションとして距離があるように感じます。インフラをつくる場所はビジョンとしてわかるのですけれども、それを観光につなげていくためにどういう具体的なアクションをとっていくのかというところで、発信するとか、割と抽象的なところではなくて、もう少し各論で膨らませるとか、ステップを上げていって、具体的にプログラムに入れていくということ

をしていただけたらなと思いました。

この2点をお願いします。

○事務局（細海食の安全推進課長） 最初に、リスクのお話がありました。リスクに関しましては、リスクコミュニケーションということで、52ページに書いております。リスクの評価に関しましては、基本的には専門家の方々の中で健康被害等々の基準を定めることとなります。リスク評価になりますと、厚生労働省や関係の専門部会になりますと、市町村あるいは都道府県もそうですが、そこでリスクの評価をする部分はほとんどありません。ですので、そこは国等々ということになります。リスクの管理ということになりますと、それを踏まえての基準の設定ということになります。最初に評価がありまして、評価を踏まえて、国のほうで、例えば食品の添加物の基準をつくったり、一日にどれぐらいの濃度までなら大丈夫というようなことをするのが管理ですから、主体としてはどうしても国になってしまいます。私どもの地方公共団体でできるのは、ほとんどがリスクコミュニケーションの部分です。リスクのない食品が一番望ましいのですけれども、リスクというものはどうしても出てまいります。農薬もそうですし、放射性物質のものもそうです。なにこしたことはないのですけれども、ゼロのものはほとんどありません。ですから、どこまでなら大丈夫という部分がどうしても基準として出てまいります。

そういった部分で、ともに情報共有して、そういったリスクはあるけれども、管理がされていて、健康に害がないレベルのものが流通しているということで認識していただくコミュニケーションということになります。我々は、リスクコミュニケーションの部分に力を入れていきたいというのが一つでございます。

それから、先ほど、インフラと観光の部分がございました。観光に関しましては、札幌市は食が結構大きいので、どうしても、まずは安全・安心ということになります。当然、おいしいということもありますし、地場のいいものがたくさんありますので、地場のものを使ったおいしいものということになります。その前提は、あくまでも安全・安心であることです。例えば、我々がやっている「しょくまる」という制度もございます。そういった制度をとっている事業者をリーフレット等で積極的に紹介し、一つの考えとしては、例えば、ホテルなどにリーフレットを置いて、観光客の方が、どこに行けばいいのだろうかというときに、札幌市の事業者がやっている制度があつて、そういったところと協定や、認定制度をとっている事業者がわかれば、迷うのだったらそこへ行こうかということで、食の安全・安心を推進した事業者が観光の中でできるだけ観光客の目につくようにということも考えていきたいと思っています。

この後の1月のイベントの紹介も少しさせていただきますけれども、そういった中でも、協定やしょくまるの事業者を出展という形でPRさせていただいて、地下歩行空間を歩く市民あるいは観光客に、そういった制度がありますというPRをしてきたところでございます。そういった部分で、安全・安心に努めている事業者を観光の中でPRして、できるだけ観光と食の安全・安心を連携する形を考えているところです。

これは、あくまでも一つの例示でございますので、今後も、こういった会議の中で、観光に寄与するような取り組みが各委員からございましたら、推進計画をまとめていく中でいろいろと意見を賜ればと考えております。

よろしく願いいたします。

○加藤委員 今、リスクの評価と管理のところについて、リスクがどのぐらいあるかということについての評価は国がするということですね。管理については、リスクがあるかないかを判断する指標を国がつくるということですね。国がつくるということは、汎用性があるものとして評価の基準や指標などをつくるということになると思うのです。これは、食の安全に限らず、国がつくる指標によって細かく評価ができないということはよく見受けられます。観光に配慮した農業をやっている、環境のよさが評価分析によって数量化されてこないということが出てくると思うのです。

札幌の場合に、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」と言う以上、他市の追随を許さないような北海道での先進モデルとなるぐらいのものにする必要があると私は考えています。そのときに、そういう施策について、札幌市がどのくらい素晴らしいものを行っているのかと評価されることが社会インフラを社会的に認めてもらう一つの要因だと思うのです。

そうすると、全体的なリスクの評価と管理は難しいかもしれませんが、例えば、協定を結んで、いろいろとやっているプロジェクトを事業評価することによって、札幌市の保健衛生は、こういう社会的価値をつくり出しているということを示すことが可能になると思います。そう考えた場合に、食の安全・安心プロジェクトの評価も、指標も、それがきちんと社会に見える形で、発信できる自分たちの評価軸や指標軸を持つべきかと思います。

国がつくったものはいいいし、それで評価するということは当然ありますけれども、それは客観的な指標としてやりながら、小さなプロジェクトについては、社会に対して一つずつ評価を出していく、それを漠然と発信すると言っている、それは主観的なものになってしまいますので、それが他市と違うということを客観的に示す一つの方法として、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

○池田会長 札幌市のしょくまるの制度は、まさに今おっしゃるようなことだと思います。それを推し進めて広くアピールしていくことが一番の近道かと思っておりますので、ぜひ推進していただければと思います。また、この推進計画の中にもそれを盛り込むような形でお願いしたいと思います。

○事務局（山口食の安全担当部長） 関連ですが、「しょくまる」というお話がありましたけれども、実は、各自治体では、地方版のHACCPがいっぱいあります。残念ながら、各地域でばらばらで統一性がなく、道内のHACCPと札幌市のHACCPにはちょっと違う部分があるのです。それで、業者から見ると、ダブルスタンダード、トリプルスタンダードとなります。要するに、基準がたくさんあり過ぎて、どちらをとればいいのかという話がありまして、業者も非常に困っている面がありますので、これからは、道のHACCPと近づけていって、道内は同じですよということをアピールできるような形にしたい

と思っています。今、国がHACCPの事業を自治体に下ろそうとしていまして、国からも施策的におりてくるものもありますので、国の動きを見ながら、でも、道内はある程度一緒ですよということを北海道と一緒にアピールできるようなシステムにしたいと考えております。

○長沼委員 今のお話と関連するのですけれども、「しょくまる」の認定をいただいている事業所がどれくらいあるのか、今はわかりませんが、いずれにしても、「しょくまる」の認定を一度とったら、その事業所向けの講習会なり勉強会なりを継続的にやっていただけるといいと思います。一度、「しょくまる」の認定をとったからといって、常に安全・安心な状態の環境ができていると限らないので、後のフォローというか、指導、教育、研修、そういうものをぜひ継続的にやっていただきたいと思います。

あとは、「しょくまる」の認定をとる事業所を飛躍的に増大させていただきたいと思います。

○高橋委員 先ほどの情報発信の点では、改めてビジョンを見直しましたが、36ページに、相互理解ということで、情報の発信、市民が誤った知識、認識で行動した場合、的確で正確な情報発信する環境をつくりますと。その中に、一番下で、メディア関係とのコミュニケーションを図って情報を伝えるということがあります。委員の中にもメディア関係の方がおられますので、これはぜひお願いしたいです。

もう一点は、先ほどから出ていますが、保健所ですから、安全の確保がメインで、そこからスタートしているのが保健所の事業だと思っています。推進会議で、消費者団体から安心についてのお話があったりして、ウエートが安心のほうに移ってきています。これは、物すごくいいことだと思っていますし、素晴らしいことだと思っています。

それから、先ほど伊藤係長がおっしゃった魅力という部分ですが、保健所の仕事か何かわからないことを言うようでもことに申しわけないですけれども、実は、きのう、魚を食べている人は脳卒中のリスクが41%に減っているという厚生労働省からの発表がございました。魚介の話だけではなくて、食の安心に通じると思うのですけれども、食べたら健康のためにこういうよさがあるとか、そういう魅力をもっと広く伝えるということですね。例えば、十勝のサトイモを食べたらこうだとか、魚はどうだとか、大金さんところの肉にもつながるし、もっと広く言えば長沼さんのスイーツにもつながるかもしれません。そういうものを入れられないかと思っております。

これは保健所の仕事でいいのかと思っていたのですが、先ほどから見ていると、関係省庁の中に、厚生労働省の健康増進法というものがあるのです。まさにそれだなと思います。厚生労働省から縦割りですといくと保健所につながるのかなと勝手に思っています。可能であれば、その辺まで踏み込んで、食の安心と魅力というテーマで、ちょっと広くなり過ぎるかもしれませんが、可能かどうかはわかりませんが、やられたほうがいいかなという気がします。

提言なので、結論は要りません。

○池田会長 国のほうでは、特定保健用食品、いわゆるトクホがあります。さらに、賛否両論あったのですけれども、道のほうで、北海道が認めるトクホをつくって、北海道に申請して、健康にいいですよという北海道からのお墨つきをもらうということをやっております。正直に言うと、これを札幌市までやると、スタンダードがかなりふえてまいりますので、できれば、まずは道のトクホを使ってということになると思います。しかし、道で認められるものは札幌市でつくったもののがかなり多いということになると、札幌市の魅力となりますので、その辺から行ったほうがいいかなという気がします。

○高橋委員 忘れていましたけれども、健康な精神は健康な肉体に宿るという古典的なものがありますね。そういう言葉をどこかに入れてつなぐと。単純な発想ですが、そういう意味です。

○池田会長 項目の中にそういう文言を散りばめるような感じでもいいかもしれません。その辺もご検討いただければと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 健康と食育の各論のところで記載を考えていきたいとします。

○池田会長 意見を出し尽くしていないと思いますが、時間も押していますので、この辺にさせていただきたいとします。本日、たくさんのご意見をいただいて、事務局のほうで推進計画（案）に参考として入れていただければと思います。

それでは、議題（3）のその他に参ります。

○事務局（細海食の安全推進課長） 事務局から、その他の最初のところで、きょう欠席されております異委員から、欠席に当たってのご意見をいただいています、会議の中で私の意見を伝えておいていただければというお話がございましたので、いただいたご意見をここで紹介させていただきます。

指導計画に関するものなので、最初に言えばよかったです。申しわけございません。

異委員からいただいているご意見ですが、計画に関しまして、

「他の地域の指導計画も見てみましたが、札幌市のものは数値目標が明確でないように思いました。市民にアピールするためにも、具体的な数値があったほうがわかりやすいと思います。また、食品の偽装表示について、何か対策を計画に組み入れてほしいと思います。事業者への指導や教育面などです。先日、他の地域でありました学校給食のノロウイルス感染事件を受け、指導面で不足している部分があるのではないかと感じ、改めて指導を見直してほしいと思います。」

こういったご意見がございました。

偽装等につきましては、先ほどの意見交換の中でありました。それから、計画の中での数値目標ということもございましたけれども、食品衛生に関する数値目標というと、例えば、違反ゼロや食中毒ゼロということになるのですが、当然、我々もゼロを目標にして仕事をしておりますので、いろいろな計画にゼロを目指すとは具体的に書きづらい面もございますので、数値目標を監視指導計画（案）には載せづらいところです。例えば、検査

の数値目標数などは載せてございますけれども、それを踏まえて食中毒をゼロにするというのは当たり前の目標でございますので、今回は入れていないということでご理解願えればと思います。

今の異委員のご意見の関係で何かあればお願いします。

○大金副会長 今の異委員の言う数値目標というのは、食中毒がゼロになるというネガティブな意味ではなくて、先ほど加藤委員が言われたようなポジティブな数値ですね。長沼委員も言われたように、しょくまるに加盟する企業数を何ぼに持っていかとかということだと思います。食中毒ゼロの方向ではなくて、ポジティブなほうの数値目標という意味なのではないかと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） 計画の中で目標ということは考えていけるかと思えます。協定あるいはしょくまるに関しましては、ある程度ふやしていきたいという考えを持っておりますので、目標値を盛り込めるのであれば、ぜひ考えたいと思えます。

○事務局（伊藤調整担当係長） それでは、食のまちさっぽろフェスティンチ・カ・ホということで、1月18日、19日に行いました札幌駅前地下歩行空間で行ったイベントを少し紹介したいと思います。

お配りしたチラシをごらんください。

裏面に会場が書いてあるのですが、今回行った会場は、国土交通省の関係で1カ所だけ借りられないところがあったのですが、それ以外の借りられる部分は全部借りて行いました。

開催期間は、1月18日、19日の10時から17時までで通行人は約11万人おまして、参加人数は約1万7,000人と概算で出しております。

今回は、会場がとても広がったので、オレンジ色で統一しまして、食のまちさっぽろフェストというサインを会場に散りばめて、全体の統一感を出しまして、何をやっているかということがわかるようにしました。

ステージプログラムでは、タニタ食堂の管理栄養士の部長がいらっしゃいましてお話ししていただきました。また、その前の日には、南極料理人の西村淳さんに講演していただきました。それから、柿沢安耶さんという野菜スイーツ専門の店を東京で開いておまして、アレルギー問題などにも取り組んでいらっしゃるパティシエです。そういった方をお呼びしまして、食育のことなどをお話ししてもらいました。

食の安全・安心について45分間お話しするのは市民に対してちょっと難しいところもございましたので、自分が行っている食に対する取り組みについてお話ししていただいて、食の安全・安心についても気をつけていますとか、そういったことを盛り込んでいただきながら、トークショーを行いました。

それから、安全・安心な食のまち・さっぽろCMコンテストの表彰式を行いました。ステージプログラムの中に表彰式を盛り込んでおります。

最後にCMを少し流させていただきたいと思えます。

それから、安全・安心推進協定締結式も行いまして、今年度は新たに18事業者と締結したのですけれども、そのうち、参加できた14事業者に対しまして、真ん中は副市長ですが、札幌市と安全・安心な食のまち・さっぽろを目指すということで、取り組みの協定を交わしました。

それから、子ども向けにも、とてもかわいらしかったのですけれども、「しろくま忍者の手あらいソング」をオリジナルでつくっております。これは、北と東の保育園児が来てくれまして、ダンスを披露して、かなり盛況でした。

今、着ぐるみなどのブームがございますので、左側は農政のぐんぐんと、右側はタマネギをモチーフにした東区のタッピーです。こういった着ぐるみなども呼んで、ステージを盛り上げていきました。

それから、子ども向けコーナーです。これは、結構寒かったということもありましたし、小さいお子さんが予想以上に来なかったことはあったのですが、生野菜はよく洗って食べるとか、料理を手伝ったとか、食育も一緒に含ませて、輪投げなどをつくって遊んでもらったり、これは巨大すごろくです。これも、買い物の後に寄り道したら戻ってしまうとか、そういった趣向を凝らしたゲームなどを行いました。

それから、今回、こういったイベントで新たに取り組みましたものが事業者による物販コーナーです。赤い丸のところは、さっぽろ食の安全・安心推進協定であるとか、しょくまるのマークをつけて、実際に協定を締結したり、しょくまるの認定をとっているお店にだけ出店依頼をかけまして、そこのお店に出店いただきました。そして、その宣伝のためにも、商品に協定のシールを張っていただいでアピールするとともに、ただ売だけではなくて——これはオシキリ食品さんです。知らなかったのですが、当日行きましたら、こういうふうにワッペンをつくっていただいで、宣伝に一役買っていただいたようです。

このように、ただシールを張る以外に、協定事業がございますガイドブックの中のマイルールや、自分たちは食の安全・安心についてどういうことに取り組んでいますよと記載している記事がございますので、お買いになったお客様にそれをお配りするよという事で、商品と一緒にお渡しして、協定の事業や、自分たちの安全・安心に対する取り組みについてPRしていくということを今回は行いました。

今回の出店協賛事業者につきましては、クリスマスとバレンタインデーを挟んでいるということがございます。また、地下歩行空間でできるものが結構限られているのです。そこで何でも調理して売っていいということではありません。ですから、あらかじめ包装されたものがほとんどになってしまうので、大体がパンやお菓子になったのですけれども、今回は、しょくまと協定締結事業者から12業者に出店いただきまして、連携協働をさせていただきました。

それから、情報発信の部分ですが、パンフレットコーナーを5カ所設けまして、キッチンメールも各部署に置かせていただきました。

そのほかに、先ほど食育の話もありましたけれども、内部の健康企画課とも連携協働さ

せていただきまして、食育コーナーを設けました。右側は、ポッカのレモン忍者と聞いています。また、障がい福祉課の元気ショップも出店して、食育コーナー等も設けました。

こちらは、今回参加された事業者のほかの協力課になるのですが、食育と障がい福祉課、それから、「とよひら“風土（フード）”コレクション」というものがあるのですけれども、それは、豊平区ゆかりの食材を使った食品で食育事業をしようというものです。今回は、パンやお菓子を持ってきて、「とよひら“風土（フード）”コレクション」と協定事業の宣伝もいろいろしていただきました。

それから、しろくま忍者の手洗いの関係で、保育課とも連携させていただきまして、特にノロウイルスがはやっていましたので、そういうことも含めながら子どもたちに楽しんでもらいました。

下には、農政、教育、学校給食会、ごみ減量推進課、産業振興課とあるのですが、この辺は、パネル展示に協力してもらったり、ごみ減量推進課につきましては、生ごみ水切り器などをクイズラリーの景品などにして、なるべく皆さんに参加していただけるように、工夫を凝らしました。

それから、先ほど道HACCPの話が山口部長からありましたけれども、北海道庁も、今回、HACCPの関係や北海道食品機能性表示制度といった食品の宣伝もぜひやりたいということでしたので、一緒にやらせていただきました。

それで、大体盛況に終わったように思うのですが、今、市民アンケートを出しているところでして、満足度が90%以上で、食の安全・安心への関心が深まったというのがおおむね8割を超えるというアンケートの集計結果が出ております。ただ、課題としては、会場がちょっと広過ぎたところをございまして、端から端まで行くのにすごく時間がかかってしまうことがありました。また、時期についても、寒い時期ですし、事業者の皆様も大変お忙しいところもありましたので、そこも要検討だなと思いました。それから、地下歩行空間がちょっと暗かったです。照明をもっと明るくしてほしいと言ったのですけれども、いろいろと制約がございまして、そういうところできませんでした。また、先ほど申し上げましたが、子どもが少なかったということです。

今回、私たちは、ポスターやチラシをつくったり道新に載せたりということをやったのですけれども、それよりも、そこを偶然通りかかったから参加したという方がすごく多かったのです。逆に言えば、ふだん余り関心がない方に対しても、ここを通りかかることによって、こういったものに関心を示して、興味を持っていただいたということがございます。そのように前向きに捉えまして、もしまた機会があるとしたら、地下歩行空間も会場の検討の一つとして考えていきたいと思っております。

それから、CMコンテストを上映させていただきます。

まず、今回、審査員特別賞からCMコンテストの作品を上映したいと思います。

〔DVDの上映〕

○事務局（伊藤（今）調整担当係長）　これが審査員特別賞です。

応募は、CMコンテストは30作品ありまして、ラジオは33作品ありました。

これがCM作品の優秀賞になります。

[DVDの上映]

○事務局（伊藤（今）調整担当係長）　ありがとうございました。

これらの作品につきましては、大通の三越の下のスペースがあると思うのですが、そこで2月半ばぐらいまで流したり、AIR-G'のラジオ放送等でも流れますので、よろしければごらんいただければと思っております。

私からは以上です。

○池田会長　ありがとうございます。

何かご意見、ご質問あればお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長　ないようですので、ほかに事務局から何かございますか。

○事務局（細海食の安全推進課長）　それでは、事務局から、次回の会議のお話をさせていただきます。

次の推進会議でございますけれども、年度がかわって来年度の4月から5月ころを予定してございます。今年度は、今回の会議をもちまして終了となりまして、来年度は推進計画を実際に策定する年度になります。今年度は2回でしたが、来年度は今年度よりも会議の回数が増えると考えております。また、スケジュール等につきましても、日にちが近くなりましたら、日程調整もあわせて改めてご連絡させていただいて、年度の最初のときに年間のスケジュールもお示しできればというふうに考えております。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○池田会長　ありがとうございます。

各委員から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 閉　　会

○池田会長　それでは、これをもって本日の議事は終了し、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、たくさんのご意見をありがとうございました。

以　　上